様式第２号（第４条第１項関係）

会　議　結　果　概　要

会議の名称	古河市介護保険運営協議会委員委嘱状交付式及び令和６年度第 1 回古河市介護保険運営協議会
開催日時	令和６年７月 25 日（木）　午後２時 30 分～午後３時 15 分
開催場所	古河市総和福祉センター「健康の駅」２階　視聴覚室１・２
出席者	委　員　　渡辺耕作、山中良江、宗像久子、佐藤弘、森本久美子、上野里子、為我井佳子、小柳久美子、宇田和夫、福井守、上野晃、木村貴政、初見由枝、鈴木務、印出慎也、岩下清志、若松理、永島春美 事務局（福祉部）　安田部長、吉崎福祉部副部長兼高齢介護課長 （高齢介護課）大谷副参事、海老沼課長補佐、根岸課長補佐、船橋係長、垂井係長、岩瀬係長、中野係長、大浦係長、山中主幹
議題	１　古河市介護保険運営協議会について ２　介護保険制度の概要について ３　地域支援事業の概要について ４　分科会委員の選任について ５　その他
審議の内容	１　古河市介護保険運営協議会について ・介護保険運営協議会の概要について説明する。 【質疑及び意見】 なし ２　介護保険制度の概要について ・介護保険制度の概要について説明する。 【質疑及び意見】 なし ３　地域支援事業の概要について ・地域支援事業の概要について説明する。 【質疑及び意見】 ○介護給付費等費用適正化事業における要介護認定の適正化について ・介護給付費等費用適正化事業における要介護認定の適正化について、具体的に何をしているか。 ⇒認定調査員全員が、同じ判断基準の解釈で認定調査を実施するために、認定調査員相互で調査内容の確認を行うほか、市職員が再点検している。また、定期的な研修や意見交換会等を実施して、認定調査の平準化を図るようにしている。 ○介護給付費等費用適正化事業における縦覧点検・医療情報との突合について

	・縦覧点検・医療情報との突合に関して、市で無作為抽出する方法で実施しているのか、あるいは、国保連に委託して実施しているのか。 ⇒医療情報との突合・縦覧点検については、茨城県国民保険団体連合会に支援処理業務を委託している。業務委託による審査を実施した結果に基づいて、事業者に対して請求誤り等のデータについて必要に応じて過誤・再請求を行うことで、給付の適正化を図っている。 4　分科会委員の選任について ・介護保険運営協議会における分科会の概要及び分科会委員について説明する。 【質疑及び意見】 なし 5　その他 ・事務局から任期中の介護保険運営協議会の開催予定等について説明する。
問合せ先（事務局）	古河市役所　福祉部　高齢介護課　TEL　0280－92－4921
備考	